

《 覚せい剤等薬物の乱用防止 》

鳥取県警察では、覚せい剤などの薬物乱用防止対策を推進中です。

覚せい剤や麻薬などの薬物は、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間としての生活を営むことをできなくするだけでなく、場合によっては死亡することもあるため、法律によって使用・所持などが厳しく制限されています。

また、薬物の乱用による幻覚、妄想が、殺人・放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねません。

地域社会全体で薬物乱用について話し合い、

『**ダメ。ゼッタイ。**』



を合い言葉に、私たちの周りから薬物乱用防止の輪を広げましょう。

警察は、薬物乱用のない社会を目指して取締りを行っています。

薬物乱用防止のため、皆様のご協力をお願いします。

みなさんへのお願い！

薬物をやっている人を知っている
薬物を持っている人を見たことがある
などの情報をお持ちの方は、



米子警察署 電話・FAX 34 - 0110

薬物110番 0857 - 26 - 3774

にご連絡ください。

